

上海錦江航運(集団)股份有限公司 御中
錦江 SHIPPING JAPAN 株式会社 御中

輸入コンテナの輸出再利用依頼書(LETTER OF GUARANTEE)

コンテナ番号			
輸入明細	輸出明細		
本船名/Voy		本船名/Voy	
揚げ港		積港	
B/L No.		Booking No.	
Consignee		Shipper	

貴社海上コンテナに関し、輸入デバン後、貴社に当該空コンテナを返却することなく、上記の通り輸出ブッキングにて再利用致したく、お願い申し上げます。
尚、この再利用にあたり、下記の事項を保証致します。

1. 輸入時にコンテナを CY より搬出した後、搬出翌日を起算日として 10 日(土、日、祝祭日含む)以内に輸出のコンテナを CY に戻すこと。また、11 日以上を要した場合には、別途ディテンションチャージをお支払いすること。
2. 再利用前にコンテナのダメージ等が見つかり再利用できない場合は、再利用を取り下げ貴社に当該空コンテナを返却する。この場合、当該空コンテナ返却及び、代替え空コンテナ引き取りに関わる費用は荷主側費用とし貴社には請求いたしません。
3. 再利用コンテナのコンディション(ダメージ等)により貨物に生じたダメージ・その他損害は、一切弊社の責任と負担にて対応すること。
但し、貴社側に明らかなる故意・過失が存在し、貴社側が合意できる場合は、弊社危険負担の適用範囲外とする。
4. 再利用コンテナを揚げ地にて返却する際に、コンテナにダメージ等(汚れを含む)が発生している場合、原状回復に係る費用は全て弊社にて負担をすること。
但し、貴社側に明らかなる故意・過失が存在し、貴社側が合意できる場合は、弊社危険負担の適用範囲外とする。

以上

申請日
申請社名(印)
担当者
住所
電話番号